

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 19 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市扶桑町1番10号

氏名 住友精密工業株式会社
代表取締役社執行役員 高橋 秀彰電話番号 06-6489-5886
環境・設備管理部 田坂真哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 住友精密工業株式会社 本社・工場

事業場の所在地 尼崎市扶桑町1番10号

計画期間 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業 2599 各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理) 2523 油圧・空圧機器製造業、2671 半導体製造装置製造業
②事業の規模	製造品出荷額 405億円(2022年度)
③従業員数	1,188人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙2の通り	t
	(これまでに実施した取組)		
アルカリ廃水が特管産廃発生量の90%以上を占めているが、廃水処理装置により汚泥となり、発生量は4500分の1に減少する。本装置を良好に維持管理することで発生量を抑制している。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙2の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		
廃水処理装置を良好に維持管理し、実質的な排出を抑制する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生職場において他と混合しないよう管理して一時保管するが、廃水処理汚泥、引火点の低い廃油、医療廃棄物、廃石綿等は社内所定の保管場所にて分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在必要な分別は行っており、管理の徹底を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	(これまでに実施した取組)		
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組)			
廃アクリルを酸化分解処理してその汚泥を脱水しており、脱水汚泥（排出・ 処理委託する特管廃棄物）の発生量は年間ドラム缶1本程度である。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			
排出（処理委託）汚泥量が増加しないよう、廃水処理設備、及び汚泥脱水設備の維持管理に努める。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	(これまでに実施した取組) 特になし（自ら行っていない）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)	別紙2の通り	
特になし（自ら行っていない）			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 揮発性の高いシンナー等は処理後蒸留再生・販売する中間処理業者に、また廃酸は処理残渣をセメント原料として再利用する中間処理業者にそれぞれ委託し、リサイクルを進めている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
シンナー、廃酸等を、処理後の再利用を進める中間処理業者へ委託することを今後も継続し、また可能であれば他の廃棄物においても検討し、リサイクルを進める。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙2の通り	t
	(今後実施する予定の取組等)		
電子マニフェストによる管理、実施中。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 前年度(2022年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	医療感染物	
排出量	3 t	16 t	29 t	1475 t	0.06 t	- t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
排出量	2 t	15 t	25 t	1300 t	0.05 t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 前年度(2022年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 前年度(2022年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	1424 t	- t	- t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	1300 t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 前年度(2022年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 前年度(2022年度)実績

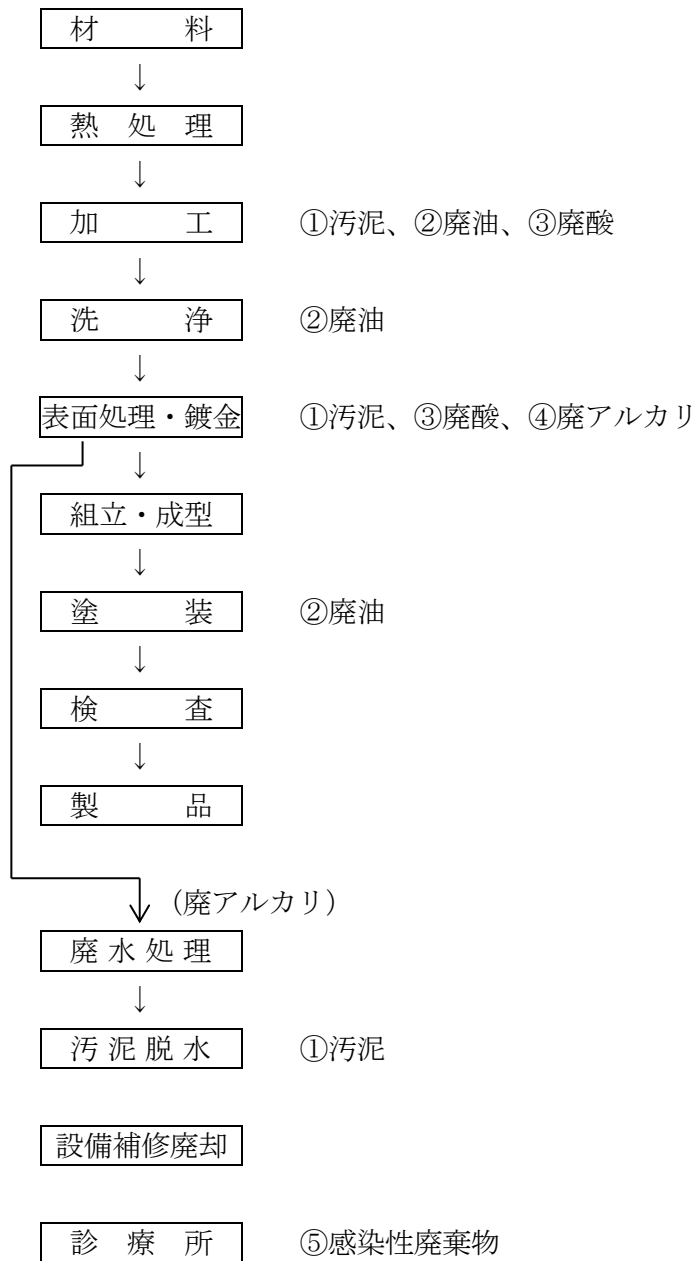
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
全処理委託量	3 t	16 t	29 t	51 t	0.06 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	3 t	4 t	29 t	51 t	0.06 t	- t
再生利用業者への処理委託量	2 t	16 t	28 t	49 t	0.06 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	9.5 t	1.83 t	- t	- t	- t

②計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性	
全処理委託量	3 t	15 t	25 t	50 t	0.05 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	3 t	10 t	25 t	50 t	0.05 t	- t
再生利用業者への処理委託量	2 t	15 t	25 t	50 t	0.05 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	10 t	- t	- t	- t	- t

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①汚泥

収集運搬＜委託：早来工営・ミヤマ＞

→ 中和＜委託：三友プラント＞、混練・脱水＜委託：ミヤマ＞

→ 管理型処分場埋立＝中和残渣＜委託：早来工営＞、混練・脱水残渣＜委託：新潟県環境保全事業団・飯山陸送・中越環境開発・フィルテック・エコシステム花岡＞

②廃油

収集運搬＜委託：リバーケミカル・早来工営・興栄ケミカル＞

→ 焼却＜委託：早来工営・パルテック＞、蒸留・再生＜委託：興栄ケミカル・リバーケミカル・リサイクル＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営・大阪湾広域臨海環境整備センター＞
蒸留再生品＜委託：水島エコワークス・リサイクル＞

③廃酸

収集運搬＜委託：ミヤマ・ダイセキ・早来工営＞

→ 中和＜委託：ミヤマ・ダイセキ・三友プラント＞

→ 管理型処分場埋立＝中和残渣＜委託：仙台環境開発・新潟県環境保全事業団・早来工営・フィルテック＞
セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

④廃アルカリ

収集運搬＜委託：ミヤマ＞

→ 中和＜委託：ミヤマ＞

→ 管理型処分場埋立＝中和残渣＜委託：新潟県環境保全事業団・早来工営・フィルテック＞

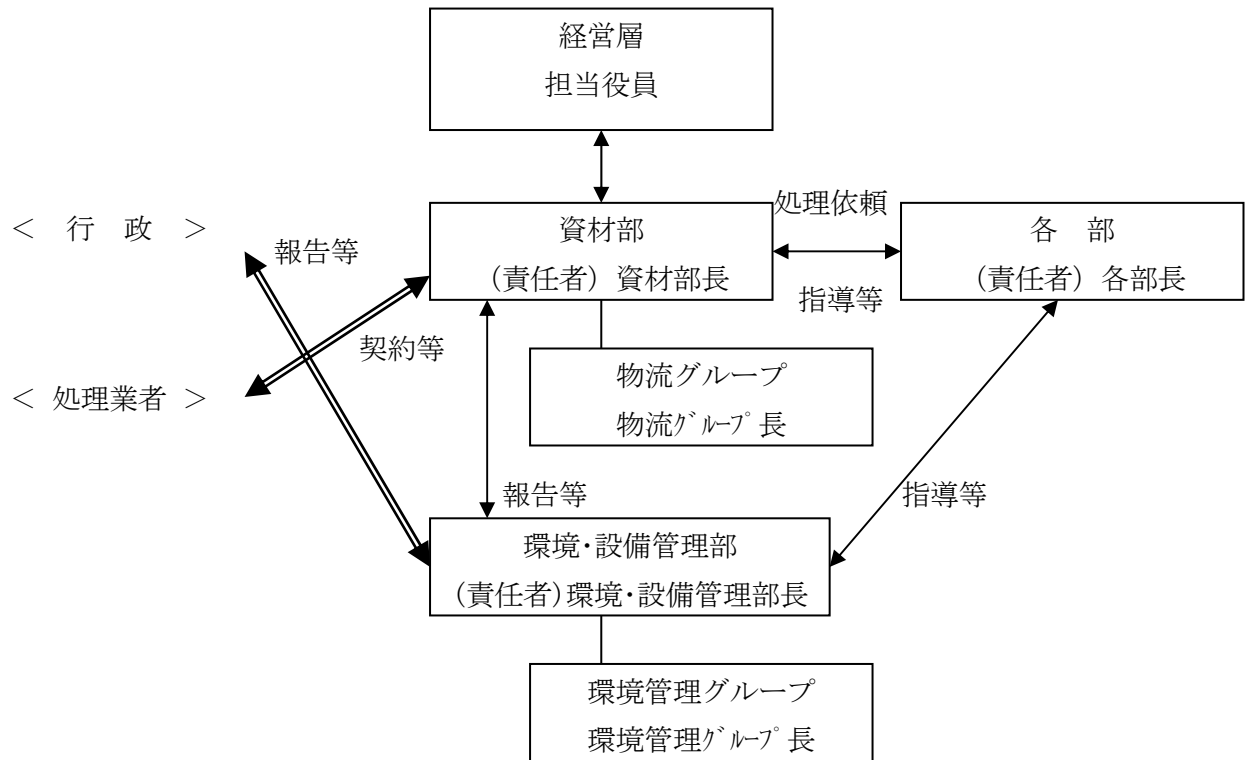
⑤感染性廃棄物

収集運搬＜委託：摂津清運＞

→ 焼却＜委託：大栄環境＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：大栄環境＞

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



*分担

資材部 (担当; 物流グループ)

- ・ 廃棄物処理委託業者の選定・契約、廃棄物の引渡し、適正処理の確認、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付・管理
- ・ 廃棄物の適正処理、リサイクルの計画立案・実施
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導・啓蒙

環境・設備管理部 (担当; 環境管理グループ)

- ・ 行政への報告
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導
- ・ 廃棄物管理要領 (全社規程) の作成 (ISO14001及び環境管理委員会の事務局)

各部

- ・ 自部門発生廃棄物の分別・適正管理、及び資材部への処理依頼
- ・ 自部門内での廃棄物管理要領 (部門内規程) の作成、及び分別・適正管理等に係る教育
- ・ 自部門発生廃棄物の削減計画立案・実施